

駒場ロッジ本館および駒場ロッジ B/C/D 棟 退去届の提出プロセスの変更について

2026 年 7 月
東京大学ハウジングオフィス

駒場ロッジ本館および駒場ロッジ B・C・D 棟の入居者を対象とする「退去届」の提出に関するルールが、2027 年 1 月 1 日付で下記のとおり改定されますので、お知らせいたします。

項 目	2026 年 12 月 31 日まで	2027 年 1 月 1 日から
提出期限	宿舍退寮日の 14 日前まで	宿舍退寮日の 28 日前まで
期限に遅れた場合の ペナルティ	提出日を起点として 14 日分 の寮費支払を義務 付け	提出日を起点として 28 日分 の寮費支払を義務 付け
届出上の退寮日	確定した宿舍退寮日の提出 が必須	確定した宿舍退寮日の提出 が必須
退寮後の連絡先	確定した連絡先および 帰国・転居後の住所の提出 が必要	退寮後の連絡先および 帰国・転居後の住所が未定 の場合に限り、確定後に 宿舍事務室へ連絡のうえ、 後日届け出ることが可能

<変更の理由>

今回の規則改正は、駒場ロッジ本館および駒場ロッジ B・C・D 棟における居室の運営・管理体制をより効率的かつ円滑なものとすることを主な目的としています。

本宿舍は本学で唯一の留学生専用宿舍であり、毎年春季・秋季には多数の入退居が集中することから、退居後の清掃や設備点検、修繕等を限られた期間内に実施し、次期入居者を受け入れるための準備を完了させる必要があります。

新ルールの導入により、居室の維持管理および入居準備に必要な十分な時間を確保できるようになり、その結果として、新規入居者を安全で快適かつ適切に管理された居住環境に円滑に受け入れることが可能になると期待されます。

居住者の皆様にはご不便をおかけする場合もございますが、宿舍全体の運営改善と住環境の維持向上のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上